

津市農第383号  
令和7年11月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	椋本地区 (椋本、豊久野、岩原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月7日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

過去の土地改良事業の結果、整備されている農地も多く、主要な担い手に農地の集積・集約化が進んでいる。しかし、農業を行う後継者が不足してきたことで、今後の農業経営を持続させていくことが課題になっている。また、獣害被害が常態化しており、早急な対策が必要となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を行うことで作業の効率化を行い、広大な農地を維持管理していく体制の構築が必要である。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	162.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162.3 ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積、集約化の方針

貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体に集積・集約化する。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じて他の中心経営体への貸し付けを進めていく。

## (3) 基盤整備事業への取組方針

農道や用排水施設の維持管理について、地元水利組合を含めた形で、市・県・JAとも情報を共有し相談体制を確立し、諸制度を活用しながら維持管理を行っていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA津安芸にヘリコプターによる大規模な農薬散布等を委託し、農作業の軽減と効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害防止対策の取組方針

防護柵の設置はコスト面から小規模な設置にとどまっている。今後は、効果的な獣害対策の検討を進めていく。

③ スマート農業の取組方針

農地の集積を行っている担い手においてドローンなどを導入し、スマート農業の実現を目指し作業の効率化を進めていく。

⑨ その他

地域農業を維持していくために、地域全体の考えをまとめる場として協議会のような組織の作成を検討していく。